

特定都市河川浸水被害対策推進事業実施要領

1 事業の目的

特定都市河川浸水被害対策推進事業は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）に基づき特定都市河川に指定済み又は指定予定であることを公表している河川において、流域水害対策計画の策定又は変更を行い、法に基づき指定された特定都市河川流域で河川の整備、雨水貯留浸透施設の整備、土地利用規制と併せた二線堤の築造や排水施設整備等を計画的・集中的に実施することで、早期に治水安全度を向上させ浸水被害を軽減させることを目的とする。

2 採択基準

（1）流域水害対策計画の策定又は変更

特定都市河川に指定済み又は指定予定であることを公表している河川において実施する、流域水害対策計画の策定又は変更であって、以下のいずれかの要件に該当するものとする。

- 1）令和9年度までに新たに流域水害対策計画を策定するものであること。
- 2）特定都市河川に指定済みの河川であって、令和9年度までに流域水害対策計画を変更するものであること。

（2）河川改修事業及び流域対策に係る事業

特定都市河川流域において、流域水害対策計画で定められた次の1）から5）のいずれかに該当する事業で、おおむね10年以内に完了するもの。

- 1）特定都市河川において実施する河川改修事業
- 2）地方公共団体又は民間事業者等が実施する雨水貯留浸透施設整備のうち、300m³以上の雨水貯留浸透の機能を確保し、次のいずれかに該当するもの。

なお、民間事業者等が雨水貯留浸透施設を整備する場合は、雨水貯留浸透施設整備計画に位置付けられた施設の整備に限る。

- イ 貯留・浸透機能を持つ施設を整備する事業
- ロ 既設の調整池、池沼又は溜め池を改良する事業

- 3）地方公共団体又は民間事業者等が浸水被害防止区域又は貯留機能保全区域の指定と併せて実施する二線堤を整備する事業
- 4）地方公共団体が貯留機能保全区域の指定と併せて、区域内の早期排水を目的として排水施設を整備する事業

なお、排水施設については、原則、固定式排水施設とし、移動式排水施設の方が経済的であることが見込まれる場合は、移動式排水施設の整備ができるものとする。

5）宅地嵩上げ等もしくは家屋移転

なお、詳細な運用については、別添のとおり定めるものとする。

各事業は、次のすべての要件に該当するものであること。

- イ (2) 1) 河川改修事業を実施する河川において、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の公表がなされていること。
 - ロ 流域水害対策計画に基づく浸水被害防止区域又は貯留機能保全区域の指定が5年以内になされる見込みであること。
 - ハ 当該特定都市河川流域内で、立地適正化計画を作成済又は作成に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村において、おおむね5年以内に当該計画に防災指針が記載される見込みであること。
- 二 指定区間内の一級河川又は二級河川において、(2) 2) 及び3) を市区町村、民間事業者等が整備する場合、都道府県又は政令指定都市が四分の一を目安に負担するものに限る。ならびに、(2) 4) を市区町村が整備する場合、都道府県又は政令指定都市が四分の一を目安に負担するものに限る。

3 国の負担

予 算 科 目	補 助 率
(項) 河川整備事業費 (目) 特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助 (目細) 特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助	(1)、(2) 1) から 5) 一級河川二分の一 二級河川二分の一 (指定区間内の一級河川、二級河川で市区町村、民間事業者等が整備する場合、都道府県等が四分の一を目安に負担するものに限る)
(項) 北海道開発事業費 (目) 特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助 (目細) 特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助	(1)、(2) 1) 一級河川三分の二 二級河川十分の五、五 (2) 2) ～ 5) 一級河川二分の一 二級河川二分の一 (指定区間内の一級河川、二級河川で市区町村、民間事業者等が整備する場合、都道府県等が四分の一を目安に負担するものに限る)
(項) 離島振興事業費 (目) 特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助 (目細) 特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助	(1)、(2) 1) 二級河川二分の一、十分の六 (2) 2) ～ 5) 二級河川二分の一 (二級河川で市区町村、民間事業者等が整備する場合、都道府県等が四分の一を目安に負担するものに限る)
(項) 沖縄開発事業費 (目) 特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助 (目細) 特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助	(1)、(2) 1) 二級河川十分の九 (2) 2) ～ 5) 二級河川二分の一 (二級河川で市区町村、民間事業者等が整備する場合、都道府県等が四分の一を目安に負担するものに限る)

4 事業計画の作成

本事業の実施に当たっては、別に定めるところにより、あらかじめ、事業計画を作成するものとする。

特定都市河川浸水被害対策推進事業で実施する宅地嵩上げ等・家屋移転の実施要領

1. 目的

浸水リスクに晒される地域において、宅地嵩上げ等や家屋移転により、下流の河川整備を待たずに早期かつ効率的に家屋の浸水被害の防止・軽減を図る。

2. 採択要件

(1) 事業を実施する区域

特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された浸水被害防止区域又は貯留機能保全区域内（※）で、本事業区域を流域水害対策計画に定め、当該区域内のすべての住居が輪中堤又は、宅地嵩上げ等若しくは家屋移転により防護されることとする。

なお、家屋移転にあたっては、以下災害のおそれのある区域は移転先から除くこととする。

- ① 災害危険区域（建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項）
- ② 地すべり防止区域（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項）
- ③ 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項）
- ④ 土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項）
- ⑤ 浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項）
- ⑥ 津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第72条第1項）

※ 自治体が同区域制度と同等の内容を条例で定めている場合も含む

(2) 事業実施者

河川管理者

(3) 戸数要件

防護対象の住戸10戸以上。ただし、家屋の移転を行う場合は、防護対象の住戸のうち、移転住戸を5戸以上とする。

(4) 費用

本事業による事業費が、本事業を実施する区域における浸水を防御するために必要な施設整備（堤防整備等）のトータルコストよりも安価であること。

また、公共用地の取得に伴う損失補償基準に準じ、宅地嵩上げ等、家屋移転に要する費用を算定し、いずれか安価な方を事業費とする。なお、宅地嵩上げ等を行う場合は、必要となる施設整備（坂路等）は、必要最低限とすることとし、家屋移転にかかる土地の買い取りの費用は対象外とする。

令和6年度に実施する事業に適用する限度額は、宅地嵩上げ等、家屋移転のいずれも以下のとおり。

限度額：42,728,400 円／戸

3. 予算科目

用地費及補償費

4. 計画への位置付け

本事業が流域水害対策計画に位置付けられていること。